

# 「労働法」と労働者の闘い・権利確立（第5回）

2017年9月20日

（レポーター） 本村 充

## 「労働法」の根拠となる日本国憲法条項

### ◇ 日本国憲法 第3章「国民の権利及び義務」

#### 1、基本的人権（憲法第11条）

国民は、すべての基本的人権の共有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

#### 2、自由及び権利の保持（憲法第12条）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

#### 3、生命、自由及び幸福追求に対する権利（憲法第13条）

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 4、法の下での平等（憲法第14条1項）

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

#### 5、奴隷的拘束および苦役からの自由（憲法第18条）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### 6、思想および良心の自由（憲法第19条）

思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 7、信教の自由（憲法第20条）

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。

#### 8、集会、結社および表現の自由（憲法第21条）

① 集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 9、職業選択の自由（憲法第22条1項）

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

#### 10、生存権（憲法第25条1項）

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

#### 11、勤労条件の基準（憲法第27条）

① すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童はこれを酷使してはならない。

#### 12、勤労者の団結権（憲法第28条）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### ◇基本となる考え方

- 1、人権の固有性 ⇒ 人権の固有性とは、人権が法の規定や恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有するとされる権利であることをいう。
- 2、人権の不可侵性 ⇒ 人権が原則として公権力によって侵されないということを用いる。
- 3、人権の普遍性 ⇒ 人権は、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であるというただそれだけで当然にすべて享有できる権利であるということを用いる。

これらの考えの基本となるものは、1789年のフランス「人権宣言」である。

#### 【フランス『人権宣言』抜粋】

前文「国民議会を構成するフランス人民の代表者たちは、人権についての無知、忘却あるいは軽視のみが、公衆の不幸および政府の腐敗の原因であることにかんがみ、人間のもつ譲渡不可能かつ神聖な自然権を荘重な宣言によって提示することを決意した。それは、この宣言が社会体の全構成員の心にいつも残ることによって、彼らとその権利および義務をたえず想起するようにするためであり、立法権の行為および執行権の行為がたえずあらゆる政治制度の目的と対比されることをつうじていっそう尊重されるためであり、今後、簡潔にしてかつ誰の目にも明かな原理に基礎をおく市民の要求が常に憲法の維持と万人の幸福とに向かうようにするためである。……

- 1、人間は自由で権利において平等なものとして生まれ、かつ生きつづける。社会的区別は共同の利益にもとづいてのみ設けることができる。
- 2、あらゆる政治的結合の目的は、人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然権を保全することにある。これらの権利とは、自由、所有権、安全、および王政への抵抗である。
- 3、すべて主権の根源は、本質的に国民のうちに存する。いかなる団体も、またいかなる個人も、明示的にその根源から発してはいない権限を行使することはできない。
- 4、自由は、他人に害を与えないすべてのことをなすことに存する。……これらの限界は法によってのみ定めることができる。
- 5、法は、社会に有害な行動しか禁止すること権利を有さない。
- 6、法は一般意思の表現である。……
- 7、いかなる者も、法が明確に定めた場合について、しかも法が規定した手続きによるのでなければ、告発も、逮捕も、拘留もされえない。……
- 8、法は必要最低限の刑罰しか定めてはならない。……
- 9、いかなる者も、有罪を宣告されるまでは無罪である。……
- 10、いかなる者も、その主義主張について、たとえそれが宗教的なものであっても、……その表明を妨げられてはならない。
- 11、思想および主義主張の自由な伝達、人間のもっとも貴重な権利の一つである。……
- 12、……公安力は、万人の利益のために設けられるのであって、それがゆだねられる人々の……ために設けられるのではない。
- 13、……租税は、すべての市民のあいだでその資力に応じて平等に分担されなければならない。
- 14、市民はすべて、……公の租税の……使途を注意深く見守り、その分担額、基礎、徴収および期間を定める権利を有する。
- 15、社会は、すべての官公吏にたいしてその行政についての報告を求める権利を有する。

16、いかなる社会であれ、権利の保障が確保されておらず、また権力の分立が定められていない社会には、憲法はない。

17、所有権は、神聖かつ不可侵の権利であり、したがって、合法的に確認された公的必要性からそれが明白に要求されるときであって、かつ予め正当な補償金が支払われるという条件でなければ、いかなる者もその権利を剥奪されない。

ポイント→ 17で述べている所有権は「私的所有」のことである。私的な財産を法的に保障する「私有財産制」と同様な概念で使われている。「私有財産制」とは生産手段や消費財など一切の財産が原則として個人によって所有され、かつその個人の所有権が法律などにより保障されている社会制度をいう。古代の奴隷制、中世の封建制は私有財産制を基礎としてはいるが、その所有権は共同体ないしは封建制による拘束を受けていて、完全な私有財産制ではない。近代の資本主義社会で初めて私有財産制が完全な形で出現した。資本主義社会では消費財はもちろんのこと、生産手段の私的所有も法律によって保護され、私有財産制が資本主義社会の基礎的制度となった。逆に言うと、生産手段の私的所有が、資本主義の生命線ともいえる。社会主義社会では基本的な財産である生産手段については社会的所有とされ私有財産制は廃止されているのが原則である。

1789年の「フランス大革命」は基本的にはブルジョアジーが主導する革命であったということが言える。

#### ◇労働者の立場と憲法及び労働法

階級としての「労働者」の立ち位置は憲法27条(勤労条件の基準)及び28条(勤労者の団結権)である。労働法はそれを包括的に具体化するものとして制定されている。27条の基本的かつ具体化したものが労働基準法であり、28条を具体化したものが労働組合法である。何故労働者が法による保護対象となり得るのか。

労働者階級(プロレタリアートともいう)とは、階級としての資本家(ブルジョアジーともいう)に対する概念である。生産手段を持たず、自らの労働力を資本家に売ることによって生活する階級としての労働者を指す。人格的な「自由」を持ち、自己の労働力を商品として資本家に売ることのできる労働者が多数生みだされたのは、ブルジョア革命と資本の本源的蓄積過程においてであり、イギリス産業革命以後、階級としての労働者が社会的に認識されるようになった。⇒ 労働者階級を構成するのは、一般的には近代的工業労働者である。経済的以外の強制を受けないという意味で奴隷と、また生産手段を所有していないという意味で手工業者や農民と区別される。

つまり階級としての労働者は、資本主義の発生とともに生みだされたということである。マルクスは、労働者階級は唯一の価値の創造者であり、歴史変革の主体であると規定している。労働者一般ではなく、労働者階級(階級としての労働者)という視点が、労働法には重要である。ポイント→ 階級の意識や概念が明確化されたのは近代になって、生産が高まり、社会構成に対する経済の影響が自覚されるようになってからとされている。マルクスの場合、階級概念が重要な位置を占める。階級(資本主義社会では大きく分けると資本家階級と労働者階級という二大階級に区分)は生産手段の所有、非所有に基づく生産諸関係と、その中から派生する相対する矛盾の絶え間ない闘争によって社会発展の原動力と歴史形成の動因になるとする。

ポイント→ 労働法は、主には、こうした資本主義的「生産諸関係」の中から生まれてきた法

律である。したがって、労働者を一人ひとりバラバラなものとして位置付けると労働法の全体が捉えにくくなる。労働法は、ある特定、または個別の労働者を対象にしたものではなく、労働者全般(労働者層)、つまり階級としての労働者を対象として制定されたものである。これは、労働三法と言われるように労働者の基本的権利と最低の労働条件を明記した労働基準法とそれを集団的労使関係を行使することによって保障することを明記した労働組合法の存在が顕著である。つまり労働法は労働者階級の「生産諸関係」の中における最低限の労働条件を保障することを明記したものであり、それは、自らの集団的権利行使と闘いによってこそ保障されるということを明記したものに他ならない。

ポイント→ 労働運動は資本主義社会の必然的産物である。労働運動は、初めは個々の資本家の圧制と搾取に反抗する労働者個々の、分散した抵抗として開始されたが、資本主義の確立・発展とともに労働者階級も増大し、生産活動のなかで、「集団的規律」制と互いの立場の「基本的共通性」の意識化等を通して連帯を強めるようになった。そして計画的、組織的な活動を展開するようになり、ストライキその他の闘争方式を発展させ、また持続性のある自主的組織(労働組合、協同組合等)に団結するようになった。さらに階級的自覚の高まりとマルクスの「科学的社会主義」等の理論的根拠を基礎として、資本主義社会の変革を旨とする革命闘争を指導するための政治組織、すなわち社会主義政党あるいは労働者政党を結成して活動するようになった。

ポイント→ 確かに労働法は、「労働者保護」の性格を有してはいるが、他方、その実効性は極めて脆弱なものである。監督機関が少なすぎるということもある。法的手続きの問題もある。国家が資本主義である限り資本家の利害をまず最優先させるという法自身の持つ限界性もある。しかし先に述べたように、労働法はあくまでも労働者階級の集団的権利行使と闘いによってこそ実効性を持つものである。

#### ◇労働法に実効性を持たせるために

- 1、「労働者階級」という視点の確立 ⇒ 「学習会」等。
- 2、個々の労働者の闘いの全体化 ⇒ 個々の労働者の闘いでも必ず全労働者に共通する課題があるはず。
- 3、共通する課題での統一した闘いの追求 ⇒ 共同行動等の積み上げ。
- 4、労働行政に関する様々な機関の活用(労働委員会等) ⇒ まず動くことが大事。
- 5、職場生産点での労働組合づくり ⇒ 「生産手段」の場をおさえるという意味での大きな影響力の行使。
- 6、労働者政党を中心にした各政党との連携強化。
- 7、国際的視点での労働運動の連帯・強化 ⇒ 「国家主義」「民族主義」「資本主義」的な視点で世界をとらえるのではなく、全労働者階級としてどう見るのかということ。

※ 今回は、再度「労働基準法」に戻り、「適用事業等」から始めていきたいと思います。以前行なった分と多分にダブりますが、皆さんの要望をプラスし、自分なりの問題意識を入れながらレポートしたいと思います。